

民生委員の活動や民生委員制度をご紹介します

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」から始まり、平成29年に100周年を迎えました。また、今年^{さいせい こもん}は現在の民生委員制度の直接的な前身にあたる「方面委員制度」が大阪府で設置された年から100年を迎えます。

そこで、民生委員の活動について町民の皆様に、より一層のご理解をいただくために、あらためて民生委員の活動や民生委員制度の役割についてご紹介します。

【民生委員・児童委員とは】

- 住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです。
- 身近な相談相手、見守り役として活動しています。

【民生委員制度が果たしてきた役割とは】

「方面委員制度」に遡る「民生委員制度」が果たしてきた役割は、大きく分けて5つあります。

常に地域住民の 身近な相談相手・見守り役

よき隣人、よき友人、身近な相談相手として活動しています。

行政の協力者として 福祉制度を効果的に 機能させるつなぎ役

公的機関への「つなぎ役」であり、行政の「協力機関」として活動しています。

社協や共同募金など民間 社会福祉活動の中核・推進者

歳末助け合い募金の前身である歳末同情募金は民生委員が始めた活動です。

住民や地域課題の可視化と 住民の代弁者としての提言者

社会調査による地域の実情の把握、見えづらい課題を社会に提示、共有化してきました。

時代に先駆け 時々の福祉課題の解決

寝たきり高齢者問題を40年前から「寝たきり老人ゼ口運動」として取り組んできました。

社会が民生委員制度を必要としているとともに、活動している民生委員自らが住民の皆様のために活動の見直しを重ねてきたからこそ、100年も制度が続いています。

ご近所のことやご自身のことなどで、何かお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の方に伝わることはありませんのでご安心ください。

〈現職の民生児童福祉委員の声〉

民生委員を引き受け4年が経過しました。高齢者の方の見守りや地域の皆様との関わりを持ちながら日々の活動を楽しんでいます。各地域担当の民生委員が57名いますので身近な相談相手として気軽に声をかけてください。

民生児童福祉委員 両角 京子



平成30年度 福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 各助成券の申請受付が始まります

※継続を希望される場合は、年に一度申請の手続きが必要です。

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の

中からいずれかひとつ選択できます。

※年度の途中で券の種類を変更することはできません。



- ◆受付開始日 平成30年3月1日(木)から(土・日・祝日を除く)
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 町庁舎1階 健康福祉課 高齢者係

町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記に該当する場合、諏訪郡内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)または、町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)を利用する際に、金額の一部を助成します。

ご本人が直接窓口申請に来られない場合は、ご家族様等代理の方でも手続きができます。

【対象者】 (平成30年4月1日現在)

- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援認定を受けている方
- 3 介護保険の要介護認定を受けている方
- 4 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 7 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 8 運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

※平成30年度より、一部助成券の枚数に変更があります。詳しくは申請時にお問い合わせください。

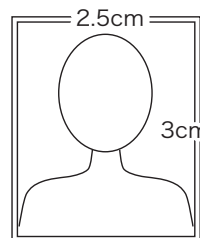
満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から8の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。

ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、上記1から8の要件を満たしている方も対象外となります。

【申請の際に必要なもの】

初めての方

- ①印鑑 (窓口に来る方の認め印)
 - ②写真(利用者証作成用)
1枚(横2.5cm×縦3cm)
- ◆1年以内に撮影
正面を向き顔がはっきりわかる写真
(帽子、サングラスなしのもの)
- ◆顔写真が添付された書類(身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書)をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。
(利用者証のかわりとして使用できます。)
- ③「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示をお願いします。



継続される方

- ①印鑑(窓口に来る方の認め印)
- ②下諏訪町福祉タクシー等利用者証
※利用者証を紛失された方は再発行します。
顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ③上記②のタクシー等利用者証の交付を省略されている方は「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)